

感染症対応マニュアル

このマニュアルは日本女子大学の学生の皆さんが感染症等を予防すること、また感染症が発生した際に的確かつ迅速に対応してもらい、皆さんの生命・健康を守ることを目的としています。

感染症とは一般にウイルス・細菌・寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気の総称です。その中で、人から人（生体から生体）へと移っていく場合を感染症と呼びます。

大学のような集団生活では感染性の病気は流行する危険性が高くなります。したがって、衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となります。感染症が発生した場合は直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となります。

1. 皆さんが感染源とならないために

日本女子大学に在籍する全ての学生の皆さんは、年1回の健康診断は必ず受けなければなりません。大学指定の健康診断が特別な事情で受けられない場合は、一層健康状態に配慮してください。

そして自己の予防接種歴、既往歴を確認し、不確実な時は医療機関でその抗体の有無を調べ、早期に予防接種を受けておく方が望ましいと考えます。またふだんから自分の健康に留意し、日々の生活の中で体調不良のときは休養をとる、早めに医療機関の受診をするなどの注意が必要です。

2. 感染症が疑われる場合の対応

発疹、発熱など下記の1) 2) 3) 4) の症状があり、かつ感染症の疑いがある場合には、

①予防接種歴、既往歴を確認 ②発疹の出方、部位、状態を観察 ③発熱の有無、熱型を確認することが必要です。1回罹患すると終生免疫のできるもの、何回も罹患するものなどがあります。感染症の疑いのある場合は必ず受診しましょう。

1) 発疹が出た場合

麻疹（はしか）、風疹、水痘（水ぼうそう）、溶連菌感染症、手足口病など

2) 眼充血・目やにがある場合

流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎（はやり目）、咽頭結膜炎（プール熱）

3) その他の症状

耳の下の腫れ（流行性耳下腺炎）、微熱・咳（マイコプラズマ肺炎、結核、百日咳）、嘔吐・下痢（感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症）、下痢・血便（病原性大腸菌）等

4) 感染症が疑われる発熱（目安として38℃以上）

3. 学校において予防すべき感染症（学校感染症）であると診断された場合

集団感染予防のため必ず保健管理センターへ連絡してください。症状などについて質問がある場合もおたずねください。

4. 女性が特に注意したい感染症

風疹、水痘、伝染性紅斑（りんご病）は妊娠中の女性が感染すると、胎児に影響する可能性があるため、自分が罹患したときにはまわりに妊娠中の人はいないか、また自分が妊娠中のときは特に注意してください（抗体をもっていることがわかっていれば心配はいりません）

感染症の対応

(1) 学校において予防すべき感染症（学校感染症）

学校では学校保健安全法施行規則の「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」に基づきしかるべき感染症対策を行うことを義務づけられています。学校において予防すべき感染症は次の3種類に分類しています。

① 第一種：感染力が強く重症で危険性の高い病気で、病気が治るまで出席できない。

② 第二種：主に飛沫感染（くしゃみ、咳、会話などによって病原体が飛び散ってうつる）する感染症。学校などで流行が広がる可能性が高いもの。

③ 第三種：学校などで流行が広がる可能性のあるもので、「他へ感染するおそれがないことが医師によって認められるまで」が出席停止期間の基準となる。第三種の中には溶連菌感染症や手足口病などのように日常よく見られるものが「その他の感染症」として区別されている。これらには一定の出席停止の基準は設けられてはいないものの、その時々での発生や流行動向によっては、医師による出席停止の指示にしたがう必要がある。

(2) 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準について

表1 学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条 第19条に基づく）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	通学時の注意事項
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る） *新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は第一種の感染症とみなす	治癒するまで	医師による「診断結果」を、登校後直ちに保健管理センターに提出すること
第二種		第二種の感染症（結核を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	必ず医師の診察を受け、感染のおそれがないことを確認の上、通学を開始すること
	インフルエンザ、 *鳥インフルエンザ（H5N1）、 新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により、感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など） 通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 アタマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）	医師により、感染のおそれがないと認めるまで	必ず医師の診察を受け、感染のおそれがないことを確認の上、通学を開始すること